資料1－1

審議会・運営協議会の設置目的と役割

令和７年５月

高齢福祉課・介護保険課

1　審議会と運営協議会

（1）設置目的と役割

- 本市の高齢者保健福祉の推進にあたり、広く市民の意見を反映させるため、「山口市すこやか長寿対策審議会」、「山口市地域密着型サービス運営協議会」、「山口市地域包括支援センター運営協議会」を設置しています。

区分	山口市すこやか長寿対策審議会	山口市地域密着型サービス運営協議会	山口市地域包括支援センター運営協議会
設置目的	介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の策定・推進について、広く市民の意見を反映させる	地域密着型サービスの円滑な運営、事業所の指定等について、広く市民の意見を反映させる	地域包括支援センターの設置・運営・評価等に係る事項を審議し、センターの公正かつ中立的な運営を図る
法的根拠	介護保険法第117条第12項	介護保険法第78条の2第7項及び第78条の4第6項等	介護保険法施行規則第140条の66第2号ロ
設置根拠	山口市すこやか長寿対策審議会設置要綱	山口市地域密着型サービス運営協議会設置要綱	山口市地域包括支援センター運営協議会設置要綱
所掌事務	①　高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画及びその他部門計画の審議に関すること ②　高齢者保健福祉施策の総合的推進に係る提言に関すること	①　事業所指定に関すること ②　指定基準、介護報酬の設定に関すること ③　サービスの質の確保、運営評価などに関すること	①　センターの設置等に関すること ②　センターの職員配置基準に関すること ③　センターが総合相談支援事業の一部委託を行うことに関すること ④　センターの行う業務に係る方針に関すること ⑤　センターの運営に関すること ⑥　センターの職員の確保に関すること ⑦　地域の連携・支援体制等に関すること ⑧　介護予防支援事業者の指定に関すること ⑨　センターの公正及び中立性を確保する観点から必要であると判断した事項に関すること
委員数	35人以内	25人以内	35人以内
委員構成	学識経験者、保健・医療・福祉団体等関係者、サービス利用関係者、被保険者代表	学識経験者、保健・医療・福祉団体等関係者、サービス事業者、サービス利用関係者、被保険者代表	①　介護保険サービス事業者、医療・保健・福祉職能団体関係者 ②　介護保険被保険者、介護保険利用者 ③　介護保険以外の地域における権利擁護・相談事業等関係者、連携・支援体制関係者 ④　その他センターの公正・中立性を確保する観点から必要と認められる者
任期	3年（R7.4～R10.3）	3年（R7.4～R10.3）	3年（R7.4～R10.3）
担当	介護保険課	介護保険課	高齢福祉課

（2）審議会と運営協議会の関係性

- 「山口市すこやか長寿対策審議会」は、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の策定・進行管理が主たる所掌事務です。
- 「山口市地域密着型サービス運営協議会」と「山口市地域包括支援センター運営協議会」は、それぞれに専門的な協議事項を有するものの、「山口市すこやか長寿対策審議会」の所掌事務に内包される部分もあり、相互に密接な関連性があります。
- 審議事項にもよるが、原則、審議会と運営協議会は同時開催しています。

【審議会・運営協議会の役割と相関図】

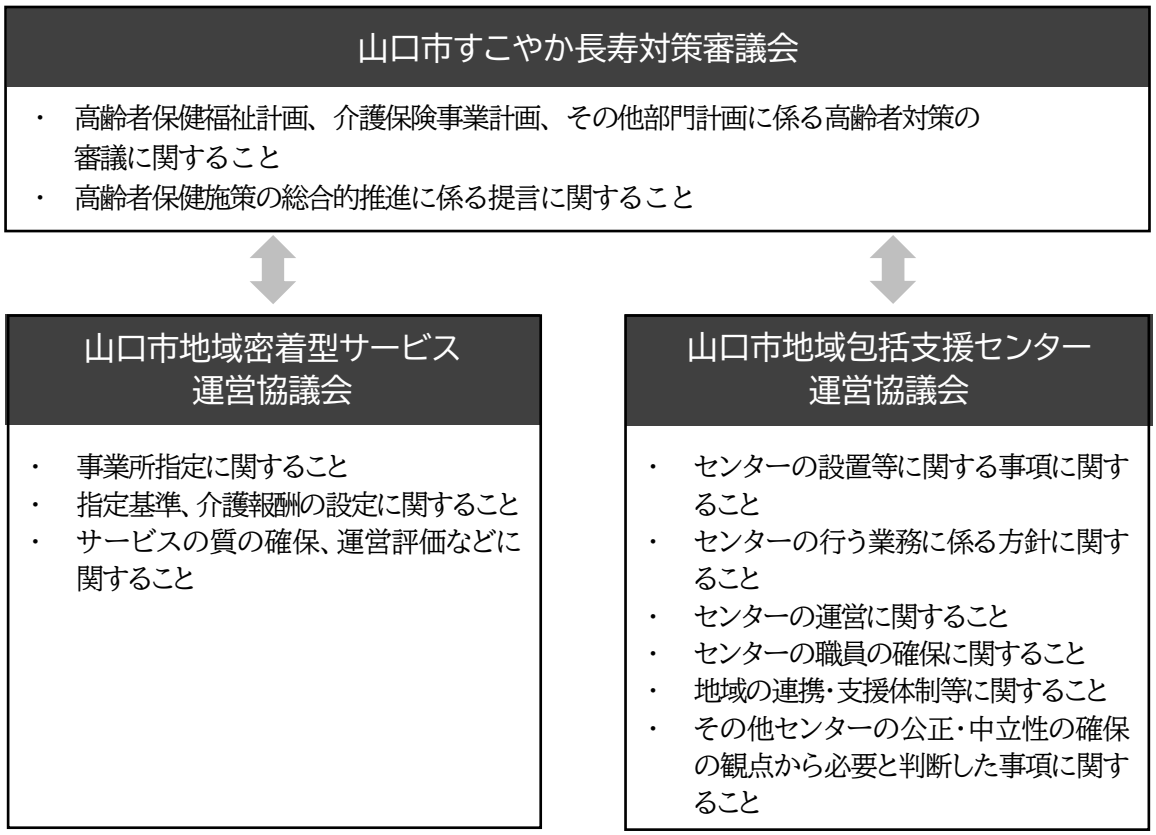

※ **地域密着型サービス**

○ 高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるよう、身近な市町村で提供されるサービスで、原則その市町村の要支援・要介護認定者が利用できる。

○ 地域密着型サービスは、市町村が指定・指導監督権限を持つ。

※ **地域包括支援センター**

○ 地域の高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、包括的・継続的に支援するための中核的機関。

○ 具体的には、高齢者やその家族の総合相談支援事業、判断能力の低下や虐待などによる権利侵害の予防と対応を行う権利擁護事業、適切なサービスが継続して利用できるよう地域のケアマネジャーの支援などを行う包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、介護予防サービスの利用を支援する介護予防ケアマネジメントを実施している。